

令和8年2月19日

東近江市長 小 椋 正 清 様

東近江市上下水道事業審議会

会長 小 林 圭 介

東近江市下水道使用料の検討について（答申）

令和7年8月21日付け東水総第349号で諮問のあった標記につきまして、本審議会において計4回にわたり慎重に審議を重ねてきました。その結果、別紙「東近江市下水道使用料の改定について」のとおり取りまとめましたので答申いたします。

東近江市下水道使用料の改定について

1 答申の結論

将来にわたり下水道事業を健全かつ安定的に継続するため、令和9年度から段階的に使用料を改定することが適当であると認められる。

2 答申の理由

(1) 経営の現状と改定の必要性

本市の下水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う使用料収入の減少に加え、物価高騰による電気代や人件費の上昇、さらには滋賀県が運営する流域下水道の維持管理負担金が大幅に増額改定される見込みであるなど、極めて厳しい状況にある。

現状の使用料体系を維持した場合、公共下水道事業においては経費回収率が100%を割り込み、農業集落排水事業においては従来から経費回収率が著しく低く、一般会計からの多額の基準外繰入金（赤字補填）に依存している状況が継続することになる。

この状況は「受益者負担の原則」及び「公営企業の独立採算制」の観点からも適当ではなく、持続可能な経営基盤の構築のために使用料改定は不可避であると判断した。

(2) 使用料改定の考え方

改定にあたっては、複数の改定パターンについて審議をした結果、市民負担の急増を抑制しつつ、現在改定中の東近江市下水道事業経営戦略における計画期間の令和18年度までに基準外繰入金を半減させる案を採用することが現実的かつ妥当であるとの結論に至った。

また、農業集落排水の使用料を公共下水道の水準に統一し、事業間の料金格差を是正することで、公衆衛生の向上という受益に対する負担の公平性を確保するものとする。

なお、使用料水準の統一は、農業集落排水事業の基本排水量が20立方メートルに設定されていることによる、少人数世帯の割高な使用料負担を是正する効果もある。

3 改定の内容

(1) 改定率及び料金水準

- ・公共下水道事業 平均改定率 11%
- ・農業集落排水事業 平均改定率 55%

(2) 改定の時期

農業集落排水使用者の負担急増を緩和するため、以下の2段階による改定を行う。

・第1段階（令和9年10月）

農業集落排水使用料を現行の公共下水道使用料水準へ統一

・第2段階（令和10年4月）

統一された使用料を一律11%増額改定

4 今後の経営に対する要望

使用料改定による市民負担の増を求める以上、市は以下の事項に注力すべきである。

(1) 経営の効率化

施設の統廃合、民間委託の推進、DXの活用等により、さらなるコスト削減と経営の合理化を追求すること。

(2) 透明性の確保と説明責任

市民に対し、経営状況や改定の必要性を丁寧に説明し、理解を得る努力を継続すること。

(3) 定期的な検証

社会情勢の変化や物価動向を注視し、概ね5年ごとに経営状況の点検と使用料水準の見直しを行うこと。